

2022年2月7日

京都府知事
西脇隆俊様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染症第6波における適切な医療の確保について —検査なし診断によって治療や入院の遅れが発生しないために—

私たちは医療者として国民の命を第一に考え、患者の生命を守る、感染拡大を防ぐ、社会機能維持の観点から、以下の要請を行うものです。

2022年1月24日の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」を受け、京都府内でも「医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することができること」とされました。同通知は「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」、「同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査をおこなわなくとも、臨床症状で診断すること」とされます。こうした通知の出される背景には抗原検査キットの不足問題があります。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.2版（以下、診療の手引き6.2）は病原体診断を「核酸検出検査」「抗原検査」によるものとしています。保健所への発生届が疑似症患者としての届出とされるのはそのためであると考えます。

京都市などは「抗原検査キットが充足し、医療機関において直ちに検査を実施することができる状況となった場合」には、従前の取り扱いに戻すとしており、あくまで時限的な措置であると考えますが、あらためて踏まえておくべきことを整理し、以下のとおり要請いたします。

記

一、疑似症として発生届を提出した患者は、濃厚接触かつ有症状であり、健康観察により病状の変化を速やかに把握し、必要な医療につなげるべき対象であることは言うまでもない。診療の手引き6.2では、「診察時は軽症と判断されても、発症2週目までに急速に病状が進行することがある」「重症度は発症からの日数、重症化リスク因子、合併症などを考慮して、繰り返し評価を行うことが重要である」としている。またモルヌピラビルは軽症高リスク群が対象となり、発症5日以内に投与を開始する必要がある（モルヌピラビルの投与に関する日本感染症学会ガイドライン）。投与時期を逸することのない対処が必要である。しかし、検査なしで診断した患者に対する「経口薬」などの投与について、国・京都府・京都市の何れの通知も、「経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能である

こと」と、極めて曖昧な記述になっており、混乱をもたらしている。一般社団法人日本感染症学会の「COVID-19に対する薬物治療の考え方 第12版(2022年1月21日)」には、「原則として、PCR、抗原検査などにより COVID-19 の確定診断がついていない患者は薬物治療の適応とはならない（濃厚接触者の治療適応は条件に適合する症例に限り、カシリビマブ／イムデビマブでのみ承認されている）」とあり、モルヌピラビル投与には検査による確定診断が医学上必須であることは当然であり、国も1月28日に一部改正通知を发出している。については疑似症として保健所に届けられた患者に対し、感染防止ならびに入院、外来医療へのアクセスを保障すると同時に、モルヌピラビルなどの薬物治療が遅滞なく行えるよう、速やかに PCR 検査などで確定診断を行えるようにしていただきたい。

二、患者に対する病状の把握と評価、すなわち医療として経過観察（健康観察ではなく医療観察）を行い、入院治療や薬物投与が遅滞なく実施できる体制を確保されたい。そのためには京都府として入院医療コントロールセンターとともに設置されている「自宅療養者等フォローアップ情報センター」の機能を抜本強化し、保健所・地域の医師と密に連携し、疑似症も含めたすべての患者に適切な医療を提供できる体制を整備していただきたい。

三、国に対して、医療機関・保健所で必要な検査キットの十分な供給を求めると同時に、京都府内において薬局等の備蓄状況を速やかに調査し、医療機関・保健所等、新型コロナウイルス感染症の診断を行う機関へ優先的に供給していただきたい。

四、検査なし診断の前提となっている「濃厚接触の特定」について、現時点では多くの保健所管内で、個人であれば個人が、事業所等では事業所自らが保健所に代わって積極的疫学調査を行い、濃厚接触者の特定まで行う仕組みに変更されている。しかしながら積極的疫学調査による濃厚接触者特定は、「原則的には後方視的にその感染源を推定するとともに、前方視的に濃厚接触者の行動制限等により封じ込めを図る」もの（国立感染症研究所 感染症疫学センター・2021年1月8日版）であり、本来は専門機関である保健所が科学的に判定すべきものであることは言うまでもない。感染拡大の止まらない状況にあって、困難な状況に陥っている生活や労働の現場ではともすれば科学的ではない判断で濃厚接触者が特定されている可能性は払拭できない。また、行動制限を伴う濃厚接触者であるかないかの特定を民間事業者が行ったことに伴う結果責任が問われないかの不安が広がっている。この点について、明確な見解を国に求めていただきたい。

五、検査キットが不足する中であっても、従業員に対して「陰性証明」を求める企業等が少なくなく、医療機関へ相談が持ち込まれる実態がある。オミクロン株の感染が蔓延する中、適切な対応とは言えず、あらためて府民・企業に向けて発信していただきたい。

以上